

令和3年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 8 号	令和3年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月3日
議案第 2 6 号	令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算 (第6号)	可決 (全員一致)	
議案第 3 3 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 4 号	宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 5 号	宝塚市指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定につい て	可決 (全員一致)	
議案第 3 6 号	宝塚市指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地 域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 7 号	宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 8 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条 例の制定について	可決 (全員一致)	

令和3年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第18号 令和3年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

令和3年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

(令和3年度予算の概要)

外来患者数 延べ21万9,600人

1日当たり900人

入院患者数 延べ12万4,100人

1日当たり340人

収益的収支 収入総額 133億5,200万円

支出総額 133億5,026万2千円

収支差引 173万8千円の黒字

資本的収支 収入総額 9億9,525万8千円

支出総額 17億9,219万7千円

収支差引 7億9,693万9千円の不足

損益勘定留保資金などで補てん

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 外来患者を地域の医療機関に戻し、外来患者数を減らすことで入院件数及び単価や外来単価を上げるということの具体的な根拠は。

答1 外来患者数を抑制するということではなく、例えば内服薬の処方のみで経過を見る患者は地域の医療機関で診てもらい、必要な検査は市立病院で実施し外来単価を上げる。外来が混雑することで地域の医療機関からの紹介患者が予約を取りにくくならないよう、流れをよくして入院につないでいくということである。

問2 令和3年度予算は新型コロナウイルスの影響を加味していないということだが、影響がないという可能性はない。先行きが分からないからそれを反映しないというのは納得いかないが。

答2 予算編成に新型コロナウイルスの影響を加味するかどうかは11月から悩んでいたが、4月以降の状況は全く分からなかった。今の段階になれば、ワクチンが当初の予定より遅くなり、重点医療機関の指定や患者も4月以降にも残っていくと思われるので、減収補填に見合う県の補助金を相殺した形での予算が組めるかとは思いますが、年末の時点である程度予算の大枠の方向性を決めたため、反映は難しかった。また、同じ時期に策定した資金不足等解消計画を前提としており、計

画と数値の異なる予算を組むことはできなかった。

問3 医療従事者の感染不安等の精神的ストレスや、差別や家族との関係等の社会的ストレスなど、新型コロナウイルス感染症対応をする中でのメンタルヘルスケアの取組は。

答3 産業医資格を持つ医師もいるので、各医療職が上長とともに産業医を訪れ、現状の悩みや今後の対応等について相談し、記録を残して、早い回復を目指しそれぞれの上長にも指導している。特に就業継続に対して悩む人もいるので、産業医とともに臨床心理士もケアしている。

問4 令和3年度の医業収益確保のための医師体制を提示してもらったが、想定していた医師数が確保できず予算が達成できなかったということが過去にもあった。総長以下、医師確保体制を強化した上での令和3年度予算ということだが、この予算を達成するための医師は確保できていると考えているのか。

答4 医師の場合は、特に頭数だけが重要なのではなく、宝塚市立病院に紹介しよう、受診しようという気持ちにさせる医師が必要となる。その点については吟味し、所属の大学等の教授等とも綿密にすり合わせて人選しているので、令和3年度には効果が出てくると考えている。令和3年度内でも必要な診療科については増強も考えており、まだプランとして言えないが、想定の中に入っている。

問5 周辺市町村は、各公立病院について合併や指定管理者制度導入など様々な経営判断をして動いている。市立病院は市民のために必要だが、市が補填できなくなる可能性もある。そうならないよう、どんな判断があるか、それをいつまでにするのかということを考えないといけない時期では。

答5 市立病院は地方公営企業法を全部適用しているので、病院を挙げて経営改善に努めることが大前提で、市も経営分析業務を委託し、その結果、一刻も早い経営改善の必要性が示されている。将来を見据えた医療体制については、今までは病院経営改革検討会で経営改善を中心に検討していたが、今後は市長をトップにした病院改革検討会で、経営改善の検討は引き続き行うが、経営形態の検討、再編ネットワーク化の可能性も模索した中であらゆる検討をしていきたい。

問6 コロナ禍以上のことが起きても対応できるよう公立病院としての役割を自治体としても考え、国や県に求めていくことが必要と思うが、コロナ禍を経験した中で今後の市立病院の事業形態をどのように考えるか。

答6 本来なら昨年夏頃には国から公立病院改革のガイドラインが示されていたが、このコロナ禍で公立病院の役割が大きく変わってきており、それが次のガイドラインに反映されると思われる。それを踏まえ、次期の経営改革プランを策定していくことになる。

問7 市民ニーズに合う医療体制を守るにも一公立病院だけの努力では難しい。今回の予算は新型コロナウイルスの影響を考えると議論しにくい数字であり、補正予算で対応するということが、市全体として責任を持って対応していくと理解してよいか。

答7 地域医療を守るために公立病院は必要不可欠で、継続して安定的な運営を図れるよう国に支援を要望しており、今後も引き続き支援を求めていく。今後の補正予算も含め、市と病院で十分協議しながら、市も責任を持って予算について提案していく必要があると考えている。

問8 クリーンセンターと同じく市立病院も建物の更新の時期が来る。構想段階から新病院が開院するまで五、六年はかかる。逆算すると猶予はないが、市立病院の在り方について、いつ頃をめどに答を出していくのか。

答8 昨年10月から病院改革検討会で議論をしているが、長い期間をかけ検討できることではないということは認識している。ただ、いつまでということまで具体的に決めて検討を始めているという状況ではない。

自由討議	なし
------	----

討論	なし
----	----

審査結果	可決（全員一致）
------	----------

議案番号及び議案名

議案第26号 令和2年度宝塚市病院事業会計補正予算(第6号)

議案の概要

補正後の令和2年度宝塚市病院事業会計予算

収益的収入及び支出

病院事業収益の予定額 129億8,820万3千円(2億745万7千円増額)

病院事業費用の予定額 135億8,919万1千円(745万7千円増額)

資本的収入及び支出

資本的収入の予定額 12億7,779万6千円(382万8千円減額)

資本的支出の予定額 20億887万円(382万8千円減額)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応をした医療従事者への防疫手当特例分の支給に要する費用に対する補助金を増額しようとするもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症関連対応における患者減少による減収分の追加補填として特別利益の予定額を増額しようとするもの

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 PCR検査体制強化のため、検査機器の追加購入を予定していたところ、従来と同じ量の検査試薬しか供給されないことから購入を取りやめたとのことだが、阪神間の公立病院も状況は同じか。

答1 当初購入を予定していたベックマン・コールター社製の遺伝子測定機器は感染症学会推奨機器であるが、追加で2台目を購入しても1病院につき月10検体の検査キットしか提供がないことが分かったので、購入を取りやめた。市立伊丹病院や三田市民病院も同機器を購入しているが、これまで同機器を持っていなかったということである。そのほかの市の病院も補助金でPCR検査ができるような機器を一、二台購入している。

問2 PCR検査がすぐに、また多くできることで、新型コロナウイルス感染の波を抑えることができると思う。宝塚市立病院の現在のPCR検査体制はどうなっているのか。

答2 今回、県の補助金でビオメリュー社製の検査機器を購入した。同機器は一度に2検体を1時間程度で検査でき、ほかにもPCR検査ではないが抗原定量検査ができる機器もある。この1年で学会でもある程度陽性が確定できる事例が積み上がってきて、症状のある人は抗原検査することによりPCR検査にもつないでいるので、ある程度即時に陽性判定ができる体制になっている。

問3 県の補助金でいつ機器を購入するのか。また、その機器は検査試薬が足りなくなることはないのか。

答3 すでに先週(2月最終週)、機器を購入している。一度に2検体というものなので、できるだけ陽性の可能性が高い患者を検査していくが、検査キットが足りないことはないと聞いている。

問4 コロナ禍の影響を考え、今年度、病院事業会計補正予算で特別減収対策企業債の限度額を十数億円設定していたが、発行状況は。

答4 市からの補助や国・県の補助金が当初の見込み以上にあったので、企業債発行額はかなり圧縮できたため、結果として借入予定額は2,790万円となった。手続は済んでおり、3月中に入金見込みである。

問5 企業債を発行するのではなく、市の一般会計から病院事業会計に2億円を補助することになった経緯は。また、企業債の返還方法は。

答5 補助金等がなければ特別減収対策企業債に頼らざるを得ないため、13億円を最高額として企業債を設定したが、その後、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が入ったので圧縮できた。他市の公立病院も、借入れより補助金を優先している。企業債発行は後年度の負担や資金不足比率に影響があるため、できるだけ発行額を抑えたい。企業債の返還方法は、15年間の元利均等償還である。

問6 今回、一般会計から2億円補助を受けても、令和2年度の経営状況は約4.5億円の赤字という予測だが、大きな原因は何か。

答6 県の補助金が3億円程度入る予定なので、今年度の最終的な純損失は1億円から2億円程度に抑えたいと思っている。赤字の大きな原因は患者数の減少で、1日平均入院患者数が昨年度約340人から今年度12月までで約300人と1割以上減少している。外来患者数は914人から810人になっている。一方、入院単価及び外来単価とも昨年度より上がっており、その分相殺はあるが、それでも10億円を超える減収となる見込みである。

問7 今年度の一般会計からの補助金が合計5.7億円となるが、全てコロナ禍の影響か、それとも経常収益が思うように上げられなかったのか、見解は。

答7 令和2年度の入院及び外来の収益見込みが約98億円で、昨年度の実績約111億円から約12億7千万円の減収となるが、患者数が減る一方、単価が上がった結果であり、もし単価が変わらなければさらに6億円近くの医業収益が下がっていた。いち早く患者数を元の数字に、来年度は予算で計上した数字に戻したい。

問8 市立病院を含め、市内のPCR検査体制は十分充足できているのか。

答8 現在、市医師会が県からの委託でPCR検査センターを運用しており、PCR検査以外に抗原検査を実施している医療機関が市内でも市立病院含め6医療機関ある。当院では、発熱外来の患者や入院患者に抗原検査や院内で迅速にPCR検査を行い、保健所から要請があれば、平日は行政PCR検査のための検体採取を行っている。1月は非常に患者数が多く1日40件程度だったが、2月後半になって10件台になってきている。

問9 今回購入を取りやめた検査機器がなくても、今後対応していけるということか。

答9 PCR検査機器の購入は、救急搬送された患者が新型コロナウイルス感染者かどうかをできるだけ早く判断し、入院対応を決めるために必要と考えている。発熱症状の患者には抗原検査や院内の迅速検査を行い、必要があれば行政PCR検査で陽性確定をしている。本来は全ての入院患者に抗原検査等をすれば院内感染のリスクを抑えられるが、検査技師もそこまで検査できる体制にはなっていない。

問10 院内感染を防ぐために医療従事者、職員には定期的な社会的検査が必要だという認識はあるか。

答10 全ての職員に定期的検査をすることは全て持ち出しになるため難しいが、コロナ病棟のスタッフには定期的な検査が必要ではないかと考えている。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 昨年度末も一般会計から4億円の補助金があった。今年度はコロナ禍でもあり、資金不足比率等の影響やその仕組みも理解しているが、経営状況が悪く、資金繰りやキャッシュ・フローがしのげないため、毎年度、一般会計からの補助金に頼るといふ経営構造は好ましくない。議案に賛成はするが、年度末に一般会計からの補助に頼ることなく、当初の予算をしっかりと達成して欲しい。

審査結果 可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第33号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

所得税法等の一部改正に伴う対象者に係る所得要件の判定に関わる所要の整備と、訪問看護療養費に対する助成制度の拡充を行うことを目的として、県が定める福祉医療費助成事業実施要綱等が改正されたことに合わせて、本市の条例においても同様の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の制度改正に対する阪神間の他市の対応状況は。

答1 訪問看護療養費の助成対象化に伴う各市の予算措置は、県の予算措置の内容を参考に各所で扶助額を計上している。尼崎市、西宮市はそれぞれ約1千万円、伊丹市は約500万円、芦屋市は約400万円、三田市は約600万円、本市は約1,500万円である。

問2 宝塚市は他市に比べて計上額が多いが、何が違うのか。

答2 対象者数の見込み人数の設定に大きな違いがある。県基準に各市が市単独で上乗せをしているケース、例えば障害者医療費助成事業で本市は県基準に加え、身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の人も対象となる。そのほか、身体障害者手帳4級は上乗せしない市や県基準に上乗せしない市など、各市により対象者の範囲が異なるため、扶助額が違ってきている。

問3 行革の面で考えると、上乗せ・横出しの施策は縮小する方向で考えないといけないということから、市はどう判断しているか。

答3 行革の取組の一つとして、3年間で財政状況の健全化を目指すため、いわゆる上乗せ・横出しの市単独事業の見直しについて今後の具体的な進め方は検討しているところで、福祉医療費助成についても検討の対象にはなるが、今回の制度改正は県の制度改正に伴うものであるため、現時点ではそれに従って改正することは妥当と考えている。

問4 予算措置については、税制改正部分に係る福祉医療費助成額（扶助額）への影響は少ないため現計予算内で対応するという説明だったので、影響はあるということかと考えたが。

答4 今回の税制改正に伴う県の要綱及び市の条例改正によって、実質的には対象者

の所得判定において改正前と変化はないようにするため、本改正に係る予算措置への影響もないということである。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和3年第1回(3月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第34号 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

介護保険法に基づく各種サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを定める厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づきこれらの基準などを定めている各条例について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 事業所側で見れば基準が緩和されることは望ましいことなのかもしれないが、利用者にとってはサービスの後退につながるのではないか。

答1 人材や場所の確保がしづらく事業者の参入が難しいという現状を踏まえた改正であるが、今までの質の高いサービスが担保されるかをこれから見ていかなければならないと認識している。

問2 今回の改正に対し、利用者や事業所からの声は。

答2 事業所から新規参入などの問い合わせがきているが、実際に施設整備を行う上では既に3年間の事業計画を決めているため、今後新しい基準に従って新しく整備したいという相談があった場合には、国・県の細かい基準を見ながら総合的に判断していくことになる。

問3 事業所の人手不足の原因は労働条件が悪いためであり、本来なら処遇改善を考えるべきところを、より少ない人数で運営できるようにするという発想はよくない。国の決めたことであっても、市には、よりよいサービスを提供していくという姿勢を持ち続けてもらいたいと願っているが。

答3 利用者に影響が出ないよう、現在のサービスの維持や改善にしっかりと取り組んでいきたい。

問4 (議案第34号 指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならないとされている常勤の管理者について) 主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合、主任でない人も管理者になれるという項目が加えられている。経験年数など主任になる要件を満たしていない人が管理者になるには、研修体制などを充実させるべきではないか。

答4 国からはまだ、例外的に認められる条件等は示されていないが、本市には主任介護支援専門員の連絡協議会もある。よく相談しながら進めていきたい。

問5 (議案第35号について) 1ユニットの入居定員が10人以下から、15人を超えないものとなった。これまでの職員の人員配置は。例えば2人で10人の対応をしていたことが、15人の対応をしなければならないということになるのか。

答5 もともとは利用者3人に対して1人だったと思うが、ユニットに固定ではなく、重い介護が必要な人の元には一時的に集まり、その他のユニットの人が別のユニットにも対応する。負担は増えるので、支障が出ないように検討していく。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第34号 可決 (全員一致)

議案第35号 可決 (全員一致)

議案第36号 可決 (全員一致)

議案第37号 可決 (全員一致)

令和3年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第38号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>第8期宝塚市介護保険事業計画で見込んだサービス給付費などに基づき、来年度から令和5年度までの第1号被保険者に係る介護保険料率を定めるとともに、法令改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	介護給付費準備基金を取り崩して介護保険料を上がらないようにするとのことだが、基金は幾らまで取り崩すことが可能なのか。極端に言えば、全額取り崩せば保険料を引き下げられるのではないか。
答1	とりくずしの上限額は、基金残高の見込額である約18.4億円になるが、その中で介護給付費準備基金の適正な水準を各保険者が検討し決定するものとなっている。全体的に介護保険料は上昇傾向が続く状況であり、取り崩さず、将来の保険料抑制に活用することも基金の役割と認識している。
問2	保険料を抑える以外に、基金の用途はどういうものが想定されるのか。
答2	例えばコロナ禍で収入が減る人もいて、保険料の収納自体が下がることも想定される。不測の事態で給付費が不足した場合に備え、次の世代に負担を上乗せせずに対応できるだけのものを残す必要がある。
問3	過去に、基金を取り崩して保険料の抑制に充てたということはあったか。
答3	第5期の計画策定時に、全額を取り崩して保険料を引き下げたところ、第5期計画の最終年度に給付費が足りなくなったが、取り崩すべき基金がないため、県から借り入れたということがあった。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

